

# **第五種共同漁業権遊漁規則**

**内共第33号**

**令和6年6月25日施行**

**和良川漁業協同組合**

## 和良川漁業協同組合内共第 33 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、和良川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 33 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、こい、うなぎ、いわな、うぐい、おいかわ、にじます、あじめどじょう、かじか、よしのぼりをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣（置き針、流し針）、竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、ルアー友釣）、たも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣（置き針、流し針）、竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、友釣り、ルアー友釣）、たも網による遊漁の場合には第 13 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 13 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 9 条第 1 項または第 2 項の遊漁料を同条第 3 項の方法により組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

ア 魚種	イ 区域	ウ 期間
いわな、あまご	八幡町美山 鬼谷湖及びその流入河川（特定釣漁場）	2月1日以降で組合が定めて公示する日から9月30日まで
にじます	八幡町美山 鬼谷湖及びその流入河川（特定釣漁場）	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(特定釣漁場)

第4条 第2条の規定にかかわらず、次の表のア欄の漁場において、イ欄の魚種を対象に、エ欄の期間内に組合が開設する特定釣漁場において遊漁をしようとする場合には、オ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

ア 漁場	イ 魚種	ウ 漁獲方法	エ 期間	オ 料金
和良町鹿倉川東洞の東洞橋より上流から上垣内橋まで	あまご いわな	竿釣(餌、毛針釣、ルアー釣)	2月1日以降で組合が定めて公示する日から9月30日まで	大人4,000円 女性、高校生以下 3,000円 ※事前に濃密放流を実施
八幡町美山 鬼谷湖及びその流入河川	あまご いわな にじます	竿釣(毛針釣、ルアー釣)	1月1日から12月31日まで ※ただし、あまご、いわなについては、2月1日以降で組合が定めて公示する日から9月30日まで	大人4,000円 女性、高校生以下 3,000円 ※事前に濃密放流を実施

(漁具・漁法の制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規 模
友釣	掛け針の数イカリ4本以内、チラシ3本以内 針の長さは尾びれから針の後端までか15cm以内
ルアー友釣(リール含む)	使用できるルアーはあゆ型ミノールアーに限る 掛け針は友釣の規模に準ずる
たも網	網枠の直系又は入口幅が40cm以内 ※四つ手網は禁止

(遊漁期間)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月11日以降で組合が定めて公示する日から12月31日まで
あまご いわな	2月1日以降で組合が定めて公示する日から9月30日まで

うぐい	6月1日から翌年3月31日まで
うなぎ	1月1日から12月31日まで
こい	
おいかわ	
よしのぼり	
にじます	
あじめどじょう	7月1日から10月31日まで
かじか	

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第7条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種について遊漁をしてはならない。

ア区域	イ期間	ウ魚種
和良川鹿倉川オンボ谷とカワラ谷との合流点から上流のオンボ谷支派川全域	1月1日から 12月31日まで	全魚種
和良町鹿倉川東洞の上垣内橋より上流の支派川全域		
和良町三庫鬼谷川と三ヶ倉谷との合流点から上流の三ヶ倉谷支派川全域		
和良町三庫鬼谷川と厚波川との合流点から上流の厚波川支派川全域		
和良町三庫鬼谷川と大瀬谷との合流点から上流の大瀬谷支派川全域		
和良町宮地和良川と神淵洞谷との合流点から上流の神淵洞支派川全域		
和良町法師丸和良川と井谷洞谷との合流点から上流の井谷洞支派川全域		
和良町下洞和良川と真那ヶ洞谷との合流点から上流の真那ヶ洞支派川全域		
和良町土京土京川と黒落谷との合流点から上流の黒落谷支派川全域		
和良町土京土京川と杉ヶ谷との合流点から上流の支派川全域		
和良町方須和良川と笹洞谷との合流点から上流の笹洞谷支派川全域		
和良町方須和良川と大洞谷との合流点から上流の大洞谷支派川全域		
八幡町洲河鬼谷川と釜ヶ洞谷との合流点から上流の釜ヶ洞支派川全域		

八幡町洲河鬼谷川と萩原橋合流点から上流の支流側支派川全域		かじか、 あじめどじ ょう、 よしのぼり
八幡町美山鬼谷川と中保谷との合流点から上流の支派川全域		
鬼谷川の和良町三庫東野松の木沢堰堤上流端から下流50メートルの間		
鬼谷川の和良町三庫東野錦帯橋下の堰堤上流端から下流50メートルの間		
鬼谷川の和良町横野字小坂伸堰堤上流端から下流50メートルの間		
鬼谷川の和良町三庫字ワタセ190-2の橋より上流の支派川全域		
和良川の和良町安郷野片原沢堰堤上流端から下流50メートルの間		

(全長の制限)

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
あまご、いわな	15センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル
おいかわ、うぐい	10センチメートル
あじめどじょう	5センチメートル

2 かじか卵は採取してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料		現場加算額
		日 釣	年 釣	
あゆ	手釣・竿釣	3,000円	13,000円	3,000円
あまご、こい、うなぎ、 いわな、うぐい、おいかわ、 にじます、あじめどじょう、 かじか、よしのぼり (以下雑魚という)	手釣・竿釣・ たも網	2,000円	6,000円	2,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、高校生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等の写しを提出、若しくは、提示しなければならない。

魚種	区分	遊漁料		現場加算額
		日釣	年釣	
あゆ	心身障がい者（身体障害者手帳3級又は療育手帳の所持者）、女性	2,500円	12,500円	3,000円
	高校生以下	無料	無料	—
雑魚	心身障がい者（身体障害者手帳3級又は療育手帳の所持者）、女性	1,500円	5,500円	2,000円
	高校生以下	無料	無料	—

3 遊漁料は、組合に掲げる掲示板又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。

3 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則 この規則は令和6年1月1日から施行するものとする

附則 この規則は令和6年6月25日から施行するものとする